

免許番号	内共第九号	
漁業権者	揖斐郡揖斐川町三輪 2744 番地 40 揖斐川中部漁業協同組合	
漁業の名称	あゆ漁業、あまご漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業	
関係地区	安八郡神戸町並びに揖斐郡揖斐川町（平成十七年一月三十日における揖斐郡揖斐川町、春日村及び久瀬村の区域に限る。）、大野町及び池田町	
行使制限統数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地獄網 3 統 ・ いしこびき網 3 統 ・ やな網 5 統 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜川網 15 統 ・ 登り落 2 統

漁場の位置及び区域



漁業の位置及び区域

基点第七号と基点第八号とを結ぶ線から基点第九号までの揖斐川、白石川、桂川、粕川、高橋谷川、長谷川及び表川並びにそれらの支派川

基点第七号 安八郡神戸町落合地内揖斐川右岸の国土交通省河川距 離標四十六・二キロメートルの点

基点第八号 瑞穂市宮田地先と揖斐郡大野町下座倉地先とに設置された根尾川第五床固めん堤の右岸下流端

基点第九号 揖斐郡揖斐川町三倉地先と同町鎌倉地先とに設置された西平えん堤の下流端の線